

衆議院 総務委員会 議 録 第二十三号

平成十四年六月十三日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君
理事 荒井 広幸君
理事 川崎 二郎君
理事 安住 淳君
理事 樹屋 敬悟君
理事 赤城 徳彦君
理事 伊藤信太郎君
理事 河野 太郎君
理事 佐藤 勉君
理事 滝 実君
理事 谷本 龍哉君
理事 平井 卓也君
理事 吉田六左門君
理事 荒井 聰君
理事 玄葉光一郎君
理事 田並 胤明君
理事 中村 哲治君
理事 松沢 成文君
理事 山名 靖英君
理事 矢島 恒夫君
理事 横光 克彦君

稲葉 大和君
八代 英太君
後藤 齋君
黄川田 徹君
浅野 勝人君
大野 松茂君
左藤 章君
新藤 義孝君
谷 洋一君
野中 広務君
山口 泰明君
吉野 正芳君
伊藤 忠治君
島 聡君
武正 公一君
松崎 公昭君
遠藤 和良君
春名 真章君
重野 安正君
三村 申吾君

総務大臣政務官 河野 太郎君
総務大臣政務官 滝 実君
(作新学院大学大学院経営学研究所) 石井 晴夫君
(株式会社日通総合研究所) 塩畑 英成君
(常務取締役経済研究部担当) 神野 直彦君
(東京大学経済学部教授) 参考人

総務委員会専門員 大久保 眺君

委員の異動

六月十三日
辞任 補欠選任
大野 松茂君 山口 泰明君
左藤 章君 平井 卓也君
同日
辞任 補欠選任
平井 卓也君 左藤 章君
山口 泰明君 大野 松茂君

六月十二日

国家公務員の残業改善に関する請願(矢島恒夫君紹介(第五一六九号))
シベリア抑留者に対する未払い賃金支払いに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第五一七〇号))
同(奥野誠亮君紹介(第五二九九号))
同(佐藤剛男君紹介(第五三〇〇号))
同(近岡理一郎君紹介(第五三〇〇一号))
同(中川智子君紹介(第五三〇二号))
同(荒井聰君紹介(第五四九八号))
同(後藤齋君紹介(第五四九九号))
同(重野安正君紹介(第五五〇〇号))
同(稲葉大和君紹介(第五五〇七号))
同(横光克彦君紹介(第五七〇八号))
法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(木島日出夫君紹介(第五二九八号))
同日
地方公務員の育児休業期間中における所得保障等に関する請願(矢島恒夫君紹介(第六〇九六号))
シベリア抑留者に対する未払い賃金支払いに関する請願(黄川田徹君紹介(第六〇九七号))
同(玄葉光一郎君紹介(第六〇九八号))

同(児玉健次君紹介(第六〇九九号))
同(塩崎恭久君紹介(第六一〇〇号))
同(仙谷由人君紹介(第六一〇〇一号))
同(高木陽介君紹介(第六一〇〇二号))
同(長妻昭君紹介(第六一〇〇三号))
同(春名真章君紹介(第六一〇〇四号))
同(藤木洋子君紹介(第六一〇〇五号))
同(矢島恒夫君紹介(第六一〇〇六号))
同(吉井英勝君紹介(第六一〇〇七号))
は本委員会に付託された。

六月十三日

地方財政基盤の充実強化に関する陳情書(高知市本町五の四五小崎千鶴子(第六六号))
郵便局サービスの堅持に関する陳情書(外五件(岐阜県加茂郡坂祝町取組四六の一八梅田克巳(第六七号))
同日
ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県清見村議会(第四九八三号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

日本郵政公社法案(内閣提出第九二二号)
日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五五号)
民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出第九三三号)
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九六号)

○平林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案

法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。
本日は、各案審査のため、参考人として、作新学院大学大学院経営学研究所教授石井晴夫君、株式会社日通総合研究所常務取締役経済研究部担当塩畑英成君、東京大学経済学部教授神野直彦君、以上三名の方々の御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと思っております。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、各参考人の方々からそれぞれ十分程度御意見を述べたいと思っております。その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思います。

なお、念のため参考人の方々に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、石井参考人、お願いいたします。

○石井参考人 おはようございます。きょうは、このような機会をいただきましてありがとうございます。時間が十分ということで、大変限られている中でございます。少し早口になるかも知れませんが、御了承いただきたいと思います。

論点は、四点ほどございます。お手元に簡単なレジュメを配らせていただいておりますので、それを中心に報告させていただきますと思います。

第一類第二号

総務委員会議録第二十三号

平成十四年六月十三日

も、信書便にかかわる、メールにかかわる、その部分というのは大変成熟したマーケットだということがございました。

これは、民間に参入をしようということ、あるいは意味ではマーケットを広げていく、あるいは新しい商品を開発していく、あるいは開発競争を通じてマーケットを活性化させていく、そういうことなんだろうと思うんです。しかし、成熟したマーケットだという定義をしてしまえば、これは当然民間は参入しないし、あるいは民間といえますか公社になっても、新しい知恵というのは余りわかないのではないかと。このあたり、本当の意味でマーケットは成熟しているのかどうか。

それから、信書便とは全く違う形態の、例えば電子メールみたいなものがどんどん出てきておりまして、今の若い人たちというのはそちらの方にどんどん流れているような気がするんですけども、このあたりの関係をどう見たらいいのかというマーケットについての見方というのを御教示いただければと思います。

○塩畑参考人 先ほど、宅配便では成熟したシステムができてきているというふうな申し上げましたけれども、宅配便の全国的な仕組みが、既然大手何社かがきちっとした仕組みをつくっているというのを成熟したというふうな表現で申し上げたわけでございます。宅配便のマーケット、あるいはカタログ、冊子のたぐいのメール便のマーケットがもう成熟して伸びがほとんどとまっているという意味で申し上げたわけはございませぬ。この分野は、御案内と思っておりますけれども、相変わらず相当高い伸びを続けております。

信書便の方なんですけれども、数字を見ますと、余り拡大したマーケットではないわけですね。先生今御指摘ありましたように、インターネットの進展なんかを考えると、どうもこの先、そう拡大をするというふうなマーケットではないのではないかと思っています。ただ、急速に需要が減退してしまうというふうなマーケットではないと思うんですね。ほぼ横ばいか、あるいは

若干伸びるか減るかという程度でしばらくは推移するようなマーケット規模なのではないかなというふうに考えています。

したがって、民間の物流事業者がこれを魅力的なマーケットととらえるかどうかということになりますと、やはり二兆円という非常に大きなマーケットなものですから、このうちの幾らかでも扱えるようなことになると、これはもう相当なことになるというようなことでは魅力的と考えている事業者は少なからずはないのではないかなというふうに考えております。

○荒井(聴)委員 普通、民間業界というのは、マーケットの大きさも確かに大きな関心事だと思っておりますけれども、伸び率の方に大きな興味、関心を持つのではないかと思っています。その意味では、世の中いろいろな言われているほど、本当にこのマーケットというのは魅力のあるマーケットなのかどうか、そういう点については、私自身も少しそうではないのではないかなという感じを持ってございます。

最後に、石井参考人にお聞きしたいんですけども、今度の議論の根本には恐らく、独占というものについてどう考えるのか、そういう基本的な考え方、基本的なテーマがあるんだろうと思うんですね。

我が国では独占禁止法という法律があるんですけども、何となく、ヨーロッパとはちよつと違いますが、アメリカなどは独占禁止法というは大変重たい法律なんですけれども、日本では、それほどというのと公取に怒られちゃうんですけれども、独占禁止というものがなぜ悪いんだろうか、そういう感覚が一般的なのではないかと思っています。

特に郵便関係では、ある意味ではパブリックの企業として大変成功しているというのか、あるいは低コストで効率的な企業をやっている。そこになぜ民間開放をしなきゃならないのかという国民の素朴な疑問があるので、そこが大きな議論のポイントになっているんだろうと思うんです。

この独占禁止法という法律、独占を許していくということ、結果的には、国民の消費レベル、コストレベルを高めてしまうことにつながるんだと思う。独占禁止法の精神といえますか、そういうものからある意味この法律の趣旨なんだと思うんですけども、そのあたり、独占禁止法との関係で先生はどうお考えになるのか、お聞かせ願いますでしょうか。

○石井参考人 極めて重要な御指摘だと思っております。それで、今、荒井先生の方から、独占によってコストを高めているんじゃないかという御指摘がありましたけれども、むしろ私は逆だと思えます。独占によって郵便事業あるいは郵政三事業はコストを下げていくということを、まず前提が、認識が違わんじやないかなというふうに思っております。

それはどういふことかと申しますと、先ほど、公益性のものがあられるいは企業性のものかという議論それからまた、三事業一体で効率的なのかどうかというふうな御指摘もございましたように、これは非常に、経済学では範囲の経済性という言葉があるんですけども、地方の郵便局へ行きますと、一つのカウンターで三、四人あるいは二、三人で、三事業あるいはそれに関連するものもろもろの、百ぐらいあるいろいろなサービスを提供できるといふことでございます。

それで、アメリカの場合の独占禁止法の取り扱いについても、これは郵便に関しては非常に例外規定がございまして、それで、USPS、御存じのように、私たちはアメリカ郵便事業体というふうな呼んでおりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に大きいんですね。ですから、ほかのヨーロッパのいろいろな国、あるいはEU指令等々から見まして、非常に広いということ、郵便の持つ社会的な有用性という必要性、これが非常に大きいということだと思えます。さらに申し上げさせていただきますと、私たちのセーフティーネットとしての郵便、五十円、八十

十円。どうして民間事業者が一般信書便の方に入ってこないのか、これはやはりもうからないからだと思うんですね。ところが、今の郵政事業でやっている郵便事業は、今は確かに赤字ですけども、これから収支均衡を図って健全経営でやっていくんだ、それからまた累積赤字も出していらっしゃるんですね。

ですから、国鉄とか何かとよく批判されるんですけども、あるいはよく比較されるんですけども、そういう中で、もう崩壊寸前の、ある意味では二十兆円の借金を負った国鉄と、郵政事業は、赤字だといってもまだ累積赤字を出していない郵便事業、あるいはほかの貯金や保険と、同じように議論するというのは、私は対象が違わんじやないかなというふうに思います。

ですから、五十円、八十円という中で頑張って利益を出していくところに入っていないというのは、民間事業者の方がむしろもっとコスト削減をやって、マーケットに対する信頼性を確保すべきだということに思います。

○荒井(聴)委員 ありがとうございます。これで終わります。

○平林委員長 次に、山名靖英君。

○山名委員 公明党の山名靖英でございます。三人の参考人の皆様、本日は大変ありがとうございます。かなり論議が尽くされてまいりましたが、私の方から何点かの質問をさせていただきます。

先ほど石井先生からコメントがありまして、郵便のユニバーサルサービス、これの重要性というのを冒頭でお話をされました。郵便への民間参入、これはあくまで国民そして利用者立場に立って考えていかなければならない、まことに的確にその重要性をお述べになつたわけでありまして、そのためにも、国民あるいは利用者の側に立って参入というものを考える場合、やはり先ほどからもお話がありますように、クリームスキミング、これを避けなければならないというのは私

衆議院 総務委員会 議 録 第二十四号

平成十四年六月二十五日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 平林 鴻三君
- 理事 荒井 広幸君
- 理事 川崎 二郎君
- 理事 安住 淳君
- 理事 樹屋 敬悟君
- 赤城 徳彦君
- 伊藤信太郎君
- 河野 太郎君
- 佐藤 勉君
- 滝 実君
- 谷田 武彦君
- 野中 広務君
- 山本 明彦君
- 吉野 正芳君
- 伊藤 忠治君
- 島 聡君
- 武正 公一君
- 松崎 公昭君
- 山元 勉君
- 石原健太郎君
- 矢島 恒夫君
- 重野 安正君
- 三村 申吾君
- 稲葉 大和君
- 八代 英太君
- 後藤 斎君
- 黄川田 徹君
- 浅野 勝人君
- 大野 松茂君
- 左藤 章君
- 新藤 義孝君
- 谷 洋一君
- 谷本 龍哉君
- 山口 泰明君
- 吉田六左門君
- 荒井 聡君
- 女葉光一郎君
- 田並 胤明君
- 中村 哲治君
- 松沢 成文君
- 山名 靖英君
- 春名 真章君
- 今川 正美君
- 横光 克彦君

- 総務大臣 片山虎之助君
- 内閣府副大臣 村田 吉隆君
- 総務副大臣 佐田 一郎君
- 総務大臣政務官 河野 太郎君
- 総務大臣政務官 滝 実君
- 総務大臣政務官 山内 俊夫君
- 財務大臣政務官 砂田 圭佑君

第一類第二号 総務委員会議録第二十四号 平成十四年六月二十五日

- 政府特別補佐人 (人事院総裁) 中島 忠能君
- 会計検査院事務総局第五局長 円谷 智彦君
- 政府参考人 芳山 達郎君
- (総務省自治行政局長) 團 宏明君
- 政府参考人 野村 卓君
- (総務省郵政企画管理局長) 松井 浩君
- 政府参考人 野村 卓君
- (郵政事業庁長官) 松井 浩君
- 政府参考人 大久保 暁君
- (国土交通省自動車交通局長) 大久保 暁君
- 総務委員会専門員 大久保 暁君

委員の異動

- 六月二十五日
- 辞任 大野 松茂君
- 新藤 義孝君
- 田並 胤明君
- 横光 克彦君
- 同日 谷田 武彦君
- 山口 泰明君
- 山元 勉君
- 今川 正美君
- 同日 補欠選任 新藤 義孝君
- 山本 明彦君
- 田並 胤明君
- 横光 克彦君
- 同日 補欠選任 大野 松茂君

六月十七日

- 独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(野田佳彦君外四十五名提出、平成十四年衆議院特別補佐人(人事院総裁)中島 忠能君
- 会計検査院事務総局第五局長 円谷 智彦君
- 政府参考人 芳山 達郎君
- (総務省自治行政局長) 團 宏明君
- 政府参考人 野村 卓君
- (総務省郵政企画管理局長) 松井 浩君
- 政府参考人 野村 卓君
- (郵政事業庁長官) 松井 浩君
- 政府参考人 大久保 暁君
- (国土交通省自動車交通局長) 大久保 暁君
- 総務委員会専門員 大久保 暁君

予調第二号) は本委員会に送付された。

六月二十一日

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県吾北村議会)(第五〇三八号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県山田村議会)(第五〇三九号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化に關する意見書(高知県十和村議会)(第五〇四〇号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県谷汲村議会)(第五〇四二号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県明宝村議会)(第五〇四三号)

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県八百津町議会)(第五〇四三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

日本郵政公社法案(内閣提出第九二号)

日本郵政公社法案(内閣提出第九五号)

民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出第九三三号)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九六号)

○平林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本郵政公社法案、日本郵政公社法

施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長芳山達郎君、総務省郵政企画管理局長團宏明君、総務省郵政公社統括官野村卓君、郵政事業庁長官松井浩君及び国土交通省自動車交通局長洞駿君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、会計検査院事務総局第五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平林委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田六左門君。

○吉田(六)委員 おはようございます。

今、国民のすべてが、特に私ども新潟の雪深い山間僻地あるいは離島、こうしたところの人たちは、かたずをのんで日本郵政公社法案、そして民間事業者による信書の送達に関する法律、この行く末を見守っている。ユニバーサルサービス、これが今まで同様、より以上に私たちの日々の暮らしを支えていただけるようなルールとして守られるのだろうか、こうした思いをお預かりして、質問の機会が与えられましたことに心から感謝をして質問させていただきます。

大臣のお話がありました。法律に基づいてさじかげんがきくんだら、それは法律に基づいていないんです。書くべきものは法律に書くべきです。それによって厳格に運用すべきだと考えるんですが、大臣とこの点について、私はまたさらに議論を進めたいと思います。

なぜ内閣府というお話ですが、ドイツ・ポストは、経済庁のテレコム・ポスト規制庁と財務省の国有財産売却局、二重のチェックを受けるようになっている。私は、やはり正しい選択だと思っております。いろいろな省庁からチェックを受けるような体制で、この郵政事業、新公社はあるべきだというふうに考えるんですが、この点についての御所見と、そして最後、ちよつと時間の関係で質問ができませんが、もう一問。会計監査人、なぜ任期が一年なのか。

この二点、お答えをいただきたいと思っております。一問目は大臣、二問目は副大臣、よろしくお願いたします。

○片山国務大臣 昔は、裁量行政というのはあったんですよ。今はもう、できるだけ裁量行政を少なくしようというのが立法に対する基本的な姿勢なんです。羅束裁量ということになっているんですよ。もう自由裁量というのはほとんどなくなっている。だから、法令に基づく行政だということをお私に申し上げているわけでありませう。

ドイツの例をお挙げになりましたが、テレコム・ポスト規制庁と財務省の国有財産売却局、これが両方規制しているじゃないか、こういうことなんです。郵便事業そのものの規制はテレコム・ポスト規制庁がやっているんですよ。国有財産売却局の方は、民営化されたこのポストの株主として、資産価値についてのチェックをやっている、こういうわけでございます。観点が違うんですよ。

我が国の場合には、我々がいろいろなチェックをやらせていただきますけれども、お金に關係することにつきましては国庫大臣である財務大臣と協議する、こういう仕組みになっております。

幾らでも規制をする官庁をつくらばいいというのは行革に反しますよ。どうやって効率的なチェックをやるか、有効なチェックをやるかという議論なので、別の機関をつくって別の機関でやればいい、こういうことでは私はないと考えております。

○佐田副大臣 先ほど来からのお話にもありますように、自由な経営ということも考えたときに、株式会社会計監査人の任期というのが、法律的に、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまで、こういうふうになっておりました。総務大臣による財務諸表の承認のときというところで、一年ということが一番適切であろう。いろいろなところを勘案しまして、一年ということを決めさせていただきました。

○武正委員 これで終わりますが、総務大臣には、やはり先ほどのドイツの例ですけれども、財務省は例えば郵便で上げたい、それで株が上がりやすからね。そのときにやはりテレコム規制庁は、カルテル防止からいかなものか、ちゃんとチェック体制がある。それぞれがぶつかったときにどうするかといったら、首相が閣議決定したり、会計検査院が乗り出したり、国会の委員会で議論をする、いろいろなチェック体制でドイツはやっておられます。日本の今の公社化では問題ありということとを再度申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○平林委員長 次に、荒井聰君。

○荒井(聰)委員 民主党の荒井でございます。

民主党では逐条に質問をすることにしてございまして、私は信書便法の逐条を質問するんですけども、その前にどうしてもちよつと大臣に、あるいは関係の政務官や副大臣に聞きたいんです。きょうの新報に、片山総務大臣が、秘書給与と建設会社が負担と。先ほど武正議員が質問されておりましたけれども、今、国民は大変政治家に対して厳しい、特に税金の使い方について、あるいは秘書給与の使い方について、非常に厳しい目を持っておられます。これについて、武正議員にもお答えになったんでしようけれども、再度お答

え願えますでしょうか。

○片山国務大臣 報道はいろいろありまして、正確な報道もありますけれども、大変正確な報道もあるわけで、それはきょう記者会見でも言っておきましたけれども、私の事務所の個人秘書じゃないんですよ。参議院第二支部のその職員として、見習いをしたい、仕事を覚えたい、人を知りたい、こういうことでよしたいということですから、それは結構ですという希望を聞いただけでございます。

そして問題は、その人件費については、若い人ですから人件費、そう高くはありませんし、去年のものがことしの三月までの報告ですから、二カ月前半について給与をちゃんと報告するようにということをおきましたが、どうもちゃんとしていないようで、三月までのものが、これは補正期間がありますから、その間にきちり補正するようにならなければならない、これはいわゆる秘書給与云々という話じゃございません。会社なり当人の希望を聞いて、第二支部のそういうことの事務を手伝ってもらっている、こういうことでございます。

○荒井(聰)委員 かつて自民党を中心として、各企業から秘書が派遣されている、そういうような実態があったと言われているわけですね。今、田中眞紀子さんの疑惑についてもそれに近いのではないかとといったような報道もされているわけなんですけれども、そのようなことは総務大臣の場合には決してないですね。もう一度確認させていただきます。

○片山国務大臣 いや、全くありません。しかもこれは、私が先ほど申し上げましたように、自分の会社の仕事もやっているわけで、主として私が二週間に一遍ぐらい帰ったときの車の運転その他をやってもらっているわけでございます。だから、全部が第二選挙支部の仕事をやっているわけでもない、こういうことでございます。仮に六割選挙支部のことをやっているとすれば、

六割分については、政治資金規正法上の扱いはこれは寄附になるわけですから、その寄附の届け出をする、こういうことでございます。

○荒井(聰)委員 佐田総務副大臣もそこにおられますので、副大臣にもお聞きしますけれども、特定の企業からの出向といったようなことはございませんか。

○佐田副大臣 全くありません。

○荒井(聰)委員 それでは、逐条に入る前に、私は本会議で代表質問をさせてもらいましたけれども、そのときを踏まえて、少し疑問に思っている点を質問させていただきたいと思っております。

総務大臣、今回の公社法あるいは信書便法、この根幹に流れる問題は、独占というものに対する考え方、これは日本の場合には独占禁止法という法律がありますし、アメリカでも非常に厳しい運用が図られているんですけども、この独占ということに対する考え方について、我が国ではまだ十分に議論もされていないし、国民的なコンセンサスもないんじゃないか。独占がもたらす弊害といたったようなことについてのきちつとした議論がされていないがゆえの、さまざま立場からの議論が出過ぎていっているんじゃないかと思うんですけども、独占禁止法あるいは独占ということに対する考え方について、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 私は基本的には、やはり国の独占でも民間の独占でも、これはよくないと思えますね。やはりそういうことがあると非効率で進歩に乏しくなる弊害があります。

ただ、かつて社会主義云々とか共産主義云々の議論がありましたときは、しつかり平等を保障するために、国なり公が全部コントロールして、仕切って平等を保障する方がいいという議論もありましたね。しかし、結果としてはやはり自由主義で、お互いに競争をやつて、そういう中から活力を生んで、それで、強者と弱者が出てくるので、弱者については別の形でこれを救っていく、こういうことの方が大きな社会的な考え方になってい

るので、やはり独占というのはむしろマイナスの方が大きいというのが今の一般の考え方ではないかと思っております。

○荒井(聴)委員 私も独占についてはそのとおりだと思っております。

ただ、日本の場合は、独占あるいは寡占というものに関してそれほど悪いイメージは持っていない、あるいは、大きければ社会的な責任が高くなっている、それなりの社会的責任を果たしていくんだというふうな国民の考え方が根底にあるのではないだろうか。そういう中で独占というものの開放、あるいは一部を開放していくということに関して、今回もさまざまな意見が出ているのではないかと思っております。

今回の公社法などでも、全面開放なのか部分開放なのかということについても随分議論があったんですけども、これなども、やはり独占の禁止ということに関する国民的議論が十分に行われていなかったのではないだろうかというふうなふうに思っております。特に、郵便に関する独占は国家独占でありましたから、この国家独占についてのよく考えていくのか、ということに関して、私は、総務省あるいは旧郵政省の国民に対するPRというのか、自分たちの立場を少し擁護し過ぎていたがために、この面の考え方というのがまだ十分に整理し切れなかったのではないだろうかというふうなふうに思っております。大臣、いかがですか。

〔委員長退席、稲葉委員長代理着席〕

○片山国務大臣 郵便の場合には、私はまた独占云々とは別の議論もあると思っております。とにかく憲法で言う表現の自由を保障する基本的な通信手段ですね、基本的な。それともう一つは、これは通信の秘密は守らなければいかぬ、このためには、そういうことを考えると、やはりユニバーサルサービス、全国公平にくまなくということ、これは効率だとか競争だとかというのとはややなじまないですね。だから、郵便事業については、それだけの国民の理解があったと私は思います。だから、ユニバーサルサービスを確保しながら競争

争を入れていって、そこでより安い、よりいいサービスを求めるということはあるんだろうと。

ただ、郵便については独占の方がいいという意見も、私は確かにたくさんあると思えますよ。これはやはり事情が特殊でございまして、お互いにおいてところだけとり合うような競争よりも、やはり公平に公平に、しかもきちっと信書の秘密を守っていく、私は、こういう国民的なある程度の考えが、合意があったんではなからうか、こう思っております。

○荒井(聴)委員 今も大臣がお答えになりましたが、ユニバーサルサービスはしっかり確保する、その上で競争を導入してよりいいサービスを求める、こういうことではないかと思っております。

○片山国務大臣 今までの公社とは違う新しい形の公社をと。そこで、いろいろな議論の過程で、かつての国鉄も公社でございましたが、国鉄がうまくいかなかったのは、国鉄の関係の方が言われておりましたけれども、経営の自由度がなかったというんですね。ことごとく監督官庁や国会に手足を縛られて、やりたいこともやれなかった、非常に時間がかかる、だから経営の自由度を高めてくれ、こういう議論があったようでございます。そういうことを含めて今の郵政公社の基本的なフレームができたんではなからうか、私はこう思っております。もし、これで経営がうまくいかないときは総裁の責任ですね、総裁の責任になる。民間の企業なんかでも、やはり最高経営陣の責任ということになると思えます。

○荒井(聴)委員 今も大臣がお答えになりましたが、ユニバーサルサービスはしっかり確保する、その上で競争を導入してよりいいサービスを求める、こういうことではないかと思っております。

○片山国務大臣 今までの公社とは違う新しい形の公社をと。そこで、いろいろな議論の過程で、かつての国鉄も公社でございましたが、国鉄がうまくいかなかったのは、国鉄の関係の方が言われておりましたけれども、経営の自由度がなかったというんですね。ことごとく監督官庁や国会に手足を縛られて、やりたいこともやれなかった、非常に時間がかかる、だから経営の自由度を高めてくれ、こういう議論があったようでございます。そういうことを含めて今の郵政公社の基本的なフレームができたんではなからうか、私はこう思っております。もし、これで経営がうまくいかないときは総裁の責任ですね、総裁の責任になる。民間の企業なんかでも、やはり最高経営陣の責任ということになると思えます。

かどうか。そこは、よくわからないというが大変疑問に思うところなんですけれども、それはいいかがでしょうか。

○片山国務大臣 今までの公社とは違う新しい形の公社をと。そこで、いろいろな議論の過程で、かつての国鉄も公社でございましたが、国鉄がうまくいかなかったのは、国鉄の関係の方が言われておりましたけれども、経営の自由度がなかったというんですね。ことごとく監督官庁や国会に手足を縛られて、やりたいこともやれなかった、非常に時間がかかる、だから経営の自由度を高めてくれ、こういう議論があったようでございます。そういうことを含めて今の郵政公社の基本的なフレームができたんではなからうか、私はこう思っております。もし、これで経営がうまくいかないときは総裁の責任ですね、総裁の責任になる。民間の企業なんかでも、やはり最高経営陣の責任ということになると思えます。

○荒井(聴)委員 経営責任で一番社会的な責任は国民的影響力が大きいと思われれるのは、郵貯、簡保の運用が失敗した場合ですね。先ほど武正議員に対しては国債を買った云々というふうなお話があったんですけども、この簡保、郵貯の運用益というものが公社の健全性、健全経営ができていくかどうかというところの大変大きな要素になっているわけですね。

○片山国務大臣 郵貯、簡保等の運用につきましては、いろいろなチェック機能を中につくっていただきますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運用のポートフォリオの手続も決まっておりますし、場合によっては財務省等との協議もありませんし、そういうことでいろいろな意味での保険を掛けておりますが、しかし、それでも失敗したら、私は、やはり総裁の責任になる、こういうふうな思っています。

○荒井(聴)委員 内部留保をふやしていく、あるいはそういう補てん財源をふやしていく、そういうことはぜひ必要だと思っておりますけれども、それでも足りない場合にはやはり税金で補てんするということにならざるを得ませんね。いかがですか。

○片山国務大臣 そういことは想定しております。我々としては、想定していません、そういうことで今の三事業を努力していく。

○片山国務大臣 郵貯、簡保等の運用につきましては、いろいろなチェック機能を中につくっていただきますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運用のポートフォリオの手続も決まっておりますし、場合によっては財務省等との協議もありませんし、そういうことでいろいろな意味での保険を掛けておりますが、しかし、それでも失敗したら、私は、やはり総裁の責任になる、こういうふうな思っています。

○荒井(聴)委員 内部留保をふやしていく、あるいはそういう補てん財源をふやしていく、そういうことはぜひ必要だと思っておりますけれども、それでも足りない場合にはやはり税金で補てんするということにならざるを得ませんね。いかがですか。

○片山国務大臣 そういことは想定しております。我々としては、想定していません、そういうことで今の三事業を努力していく。

○荒井(聴)委員 そのようにならないように最大限に努力するというのは当然なんですけれども、しかし、経営というのは予期せぬことが起きるものですから、その場合には、やはり今の仕組みの中では税金で補てんする、それ以外考えられないのではないかとおもうに思われます。

○片山国務大臣 郵貯、簡保等の運用につきましては、いろいろなチェック機能を中につくっていただきますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運用のポートフォリオの手続も決まっておりますし、場合によっては財務省等との協議もありませんし、そういうことでいろいろな意味での保険を掛けておりますが、しかし、それでも失敗したら、私は、やはり総裁の責任になる、こういうふうな思っています。

衆議院 総務委員会 議 録 第二十四号

平成十四年六月二十五日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 平林 鴻三君
- 理事 荒井 広幸君
- 理事 川崎 二郎君
- 理事 安住 淳君
- 理事 榊屋 敬悟君
- 赤城 徳彦君
- 伊藤信太郎君
- 河野 太郎君
- 佐藤 勉君
- 滝 実君
- 谷田 武彦君
- 野中 広務君
- 山本 明彦君
- 吉野 正芳君
- 伊藤 忠治君
- 島 聡君
- 武正 公一君
- 松崎 公昭君
- 山元 勉君
- 石原健太郎君
- 矢島 恒夫君
- 重野 安正君
- 三村 申吾君

- 総務大臣 片山虎之助君
- 内閣府副大臣 村田 吉隆君
- 総務副大臣 佐田玄一郎君
- 総務大臣政務官 河野 太郎君
- 総務大臣政務官 滝 実君
- 総務大臣政務官 山内 俊夫君
- 財務大臣政務官 砂田 圭佑君

第一類第二号 総務委員会議録第二十四号 平成十四年六月二十五日

- 政府特別補佐人 (人事院総裁) 中島 忠能君
- 会計検査院事務総局第五局長 円谷 智彦君
- 政府参考人 (総務省自治行政局長) 芳山 達郎君
- 政府参考人 (総務省郵政企画管理局長) 團 宏明君
- 政府参考人 (総務省郵政公社統括官) 野村 卓君
- 政府参考人 (郵政事業庁長官) 松井 浩君
- 政府参考人 (国土交通省自動車交通局) 洞 駿君
- 総務委員会専門員 大久保 眺君

委員の異動

六月二十五日

- 大野 松茂君 補欠選任
- 新藤 義孝君 山口 泰明君
- 田並 胤明君 谷田 武彦君
- 横光 克彦君 山元 勉君
- 同日 今川 正美君 今川 正美君

同日

- 谷田 武彦君 補欠選任
- 山口 泰明君 新藤 義孝君
- 山元 勉君 山本 明彦君
- 同日 今川 正美君 横光 克彦君
- 同日 山本 明彦君 補欠選任
- 大野 松茂君

六月十七日

独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(野田佳彦君外四十五名提出、平成十四年衆議院第二号)

予備第二号) は本委員会に送付された。

六月二十一日

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県吾北村議会(第五〇三八号))

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県葉山村議会(第五〇三九号))

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県十和村議会(第五〇四〇号))

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県谷汲村議会(第五〇四二号))

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県明宝村議会(第五〇四三号))

ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見書(岐阜県八百津町議会(第五〇四三号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

日本郵政公社法案(内閣提出第九二二号)

日本郵政公社法案(内閣提出第九二二号)

民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出第九三三号)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九六号)

○平林委員長 これより会議を開きます。内閣提出、日本郵政公社法案、日本郵政公社法案

施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長芳山達郎君、総務省郵政企画管理局長團宏明君、総務省郵政公社統括官野村卓君、郵政事業庁長官松井浩君及び国土交通省自動車交通局長洞駿君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、会計検査院事務総局第五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平林委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田六左工門君。

○吉田(六)委員 おはようございます。

今、国民のすべてが、特に私ども新潟の雪深い山間僻地あるいは離島、こうしたところの人たちは、かたずをのんで日本郵政公社法案、そして民間事業者による信書の送達に関する法律、この行く末を見守っている。ユニバーサルサービス、これが今まで同様、より以上に私たちの日々の暮らしを支えていただけるようなルールとして守られるんだらうか、こうした思いをお預かりして、質問の機会が与えられましたことに心から感謝をして質問させていただきます。

で。
○後藤(高)委員 それでは、四法案の中に入りま

まず、御確認をしたいと思います。
平成十二年の十一月三十日に公正取引委員会から、郵政事業への競争導入と競争政策上の課題についてという、これは研究会のレポートかどうか明確ではありませんが、公正取引委員会というところで報告書が出ております。この中に、「競争状況と問題点」ということで幾つか指摘をしてあります。

大きく私がお伺いしたいのは、例えば、「事業所が差し出す大量郵便物(DM等)及び付加価値郵便物については、自由化の対象とすることが必要」とあるとか、「競争政策の観点からは、信書の送達を原則全面自由化し、郵便事業者と民間事業者との競争を促進していくべき。ただし、競争の導入は段階的に行うことが適当。」もう一点指摘をします。「自由化分野における競争制限行為に対する独占禁止法の厳正な執行が重要。」と。もろもろの規定があり、さらに最後の項で、「郵便事業者の経営情報の公開」ということで、「現行の会計制度」これは公会計原則だと思えますが、「企業会計方式に改めるとともに、中立的な第三者が検証する仕組みを設ける必要があると考えられる。」という指摘がございます。

このような指摘は、先ほど伊藤委員からも逐条で御質問しましたが、そして今までの議論の中でもありましたが、この公取の報告書、どんな形でこの法案に反映をされているのか、冒頭お尋ねをしたいと思います。

○佐田副大臣 公正取引委員会、今お話がありましたように、政府規制等と競争政策に関する研究会とすることで、その郵政事業ワーキンググループを開催しまして、平成十二年十一月に報告書を公表しているわけでありまして、公取ですら競争政策の観点から郵政事業への民間参入、今お話がありましたような形で部分的、要するに段階的に参入していくべきであるとか、経営を見る第三者

的立場の組織も必要ではないかと。あくまでもこれは、御指摘のように、公取の立場からの御指摘だと思っております。

一方、総務省におきましても、これはもう言うまでもありませんけれども、中央省庁等改革基本法の規定に基づく事項を検討するために、昨年八月に研究会を開催しまして、中間報告を出させていただいたわけでありまして。その中には、公正取引委員会の報告や各種団体の意見、さらには有識者、そして利用者のヒアリングを踏まえまして検討を行ったところであります。この中間報告では、ユニバーサルサービスの確保を図る観点から、一定の条件を付した上での全分野への参入を認めたいところでありまして、そういうふうな形で、公正取引委員会の御意見も聞きまして、あらゆる方面からの御意見を聞いて今回の法案になってきた、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

○後藤(高)委員 これが基本的な公正取引委員会の意見を踏まえたものだという事は今副大臣が御答弁の中でも指摘をしたような感もしますが、それでは、この公取が指摘している部分、これからの事業のあり方の中でそうではないという方向に行つた場合、公取から意見表明があつた場合、公取が判断するというふうにお答えになるかもしませんが、どんな形で対応していくんでしょうか。現時点でのお考えで結構ですから、お尋ねをします。

○園政府参考人 御指摘の公正取引委員会の取りました研究会の報告書の取り扱いでございますが、同報告書は平成十二年の十一月三十日に提出されております。そこで、この民間参入につきましては、総務省におきましては、こういうものを受けて昨年八月に研究会をつくりまして、十二月に中間報告を受けたということでございます。この総務省のつくりました研究会におきましては、公正取引委員会のつくりました研究会の報告書、組織的には経団連の研究会の報告書、それからいろいろな事業者の御意見というものを聞いて

て報告書をつくられたということになっております。政府の形式的な手続としますと、総務省としては、こういうものを踏まえた民間参入の研究会の中間報告を受けて法案をつくられたわけでございますが、その後、政府の法案を出す場合には、政府内の調整を行います。当然のことながら、各省に協議をして法律を出しておりますので、この時点ではこの法案についての異議はなかったというふうなことで手続的には進んでいるわけでございます。

今後、いろいろ具体的な、独禁法の関係とかあるいは政策的な御意見というのがあるかと思えますけれども、政策をつくらうかと思はれます。総務省になってまいりますので、政策的な御意見であれば総務省でいろいろ承りながら政府内の調整を今後ともやっていくことになるんじゃないかと考えております。

○後藤(高)委員 大臣、お尋ねをしたいと思います。先ほど武正議員、荒井議員からお尋ねがありましたように、大臣、きょうの新聞にいろいろな論点が載っております。私、三月十九日のときにも、当時は恩給法の審議でしたが、別の観点から大臣の件についてお尋ねをしましたが、大臣は政治資金規正法上の監督責任者であります。第三十一条にございます。そして、今議論をしております公取の問題、信書の問題にも絡みますが、大臣、例えばドイツ、アメリカもそうですが、企画、政策立案、まあ規制の部分を含むかもしれませんが、そして監督の部分、武正議員からも指摘がありましたように、その部分は明確に分けて、ドイツもそうでありまして、そこでチェック・アンド・バランスが相互にきいて対応がされていると。

公取については、大臣が認可をしたり、規制をしたり、許可をしたりする件がたくさんございます。信書法についても同じであります。そして、公取については、先ほど天下り等々の中で話が

ありましたが、行き来はするかもしれないという答弁がございました。総務省が、まず、行き来をするという中で、一方で民間に参入がされるであろう方も規制をしたり許可をしたりする。それで、人的な部分で行き来をしている公取の監督もする。総務大臣は、公取と、入ってくるであろう民間の方、そこでまた言われるであろうことは、公取の方に甘く、例えば民間にきつくということが指摘されざるを得ないと思っております。

ですから、審議会ないし先ほど御指摘をいたしました公取の報告書にもありましたように、中立的な第三者機関を設置するにしまして、その部分については、経営情報の検証をすることで民間事業者との比較検討をしたり、そういう、やゆをされぬようなことをしていくべきだということで私はこの公取の報告書がまとまっていると思っております。

大臣、その点では、きょうも二人の委員から御指摘をされた、大臣が一方で政治資金規正法の監督大臣である、一方で政治家である、その二者を束ねるときに、大臣何やっていると、この二部分と政治家として何をやっているという部分が一体となった議論をきょうもされているわけです。先ほど滝政務官にお話を聞いたのも、政務官という公的なお立場と政治家というお立場、これは一体であるということできょうお尋ねをしていくわけです。

これからの事業のあり方について、総務省が政策立案と監督を一体となつてやり、そしてそれがこれからの公取、そして民間事業者のものに本當に国民から見ても十二分な対応をすることができていけるのかどうか。はいとは多分言うでしょうけれども、そうではない仕組みを、じゃ、内部的にどんな形でおつくりになっているのかについて、大臣にお尋ねをしたいと思います。

○片山国務大臣 これもかねがね議論のあるところなんです。政策の企画立案と規制をやる、これは一つありますね。

それから、私どもの方という、一方では郵政